

令和5年度 水質検査業務（ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS） 及びペルフルオロオクタン酸（PFOA））仕様書

1 目的

本業務は、水質管理目標設定項目であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の採水及び水質検査を目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、長野県企業局上田水道管理事務所（以下「発注者」という）が行う「水質検査業務（ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）」に関し、必要な事項を示すものである。

3 業務箇所

- （1） 上田市諏訪形613 諏訪形浄水場
- （2） 長野市川中島町四ツ屋100 四ツ屋浄水場

4 業務の内容

（1） 検査項目

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

（2） 検査対象

採水場所	検体名	検査頻度
上田水道管理事務所	諏訪形原水（1検体）	1回／年
川中島水道管理事務所	四ツ屋原水（1検体）	1回／年

（3） 予定数量

2検体

（4） 採水予定日

令和5年5月9日（火）

（5） 採水及び試料の運搬

採水は受注者が行うこと。

試料は、破損防止の措置を施し、適切に運搬すること。

（6） 水道法施行規則第15条第2項の臨時水質検査

毒物混入事故等が発生した場合においては、臨時の水質検査を依頼する場合がある。

5 検査方法

検査方法及び採水は、「平成15年10月10日付健発第1010001号厚生労働省健康局通知 別添4 水質管理目標設定項目の検査方法」（最新改正を使用）により行う。

6 再委託

分析の再委託を行う場合、再委託先は水道法 20 条による登録機関（検査を行う区域が長野県であること）とする。

7 提出書類

名称	提出期限
検査実施標準作業書 (SOP)	契約締結後 10 日以内
水質検査速報	目標値の 10 分の 1 を超えた場合、速やかに (FAXまたはメール可)
水質検査結果報告書	各採水日から 4 週間以内、採水時の写真を含む 報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値、検査方法を記載する。 分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、分析条件、検量線（相関係数も含む）、クロマトグラム並びに濃度計算書等を添付する。
業務完了届	業務終了後速やかに
請求書	完了検査終了後速やかに
打合せ議事録	必要の都度

8 その他

仕様書に定めのない事項については、相互に協議の上決定する。